

一般社団法人 日本動物虐待防止協会

「動物愛護管理法を見直す会」 ※無断転載を禁じる。



国民の税金から支出される収容施設にかかる費用

「年間 5 7 億円」 (TV タックルによる国会議員の発言より)

年間殺処分数犬猫 2 8.6 万頭 (地球生物会議 ALIVE 全国動物行政アンケートより)

1 日に約 1 0 0 0 頭が殺処分させられている。

ガス殺処分を止めるには引き取り数年間 1 0 万頭以下

保護動物を生かすには引き取り数年間 1 万頭以下へ！

動物愛護法の理念に従い、

無意味に捨てられる数を減らす為の対策を最優先に考えてください！

生産側から見る数字

某ペットショップ年間売上高 127億円

某ペットショップ年間売上高 36億円

某ペットショップ年間売上高 19億6000万円 他

■2007年4月1日～2008年3月31日迄に受理した純血種

柴犬701頭、ミニチュアダックスフンド481頭、シーズ380頭、
ラブラドルレトリバー203頭、ゴールデンレトリバー175頭、
ビーグル170頭、マルチーズ152頭、土佐犬145頭、チワワ142頭
ヨークシャテリア135頭、コーギー130頭、秋田犬121頭、
プードル109頭（※2008年12月AERA記事より）

■ペットオークションについて

2008年茨城県定時定点回収車ですてられた犬や猫2384頭内利用者518人。利用者1人あたり平均4.6頭捨てている。リピーターが多く、この数字の利用者には、ペットオークションを利用しているブリーダーも含まれている。（※2010年6月AERA記事より）

毎週300～500頭が流通。年間約35万頭がペットオークションを介している。生産者の5割がオークションを利用。全国で17～18カ所。

仲介手数料5～8%

「オークションは動物取扱業の登録さえしていれば、特別な審査もなく誰でも入会できる。ブリーダーとペットショップが直接交渉できない仕組みになっていて出品生体の親の情報や、管理状況などの情報もわかりません。」

（※2010年5月AERA記事より）



※先天性の障害により歩けなくなったコッカースパニエル

1. ペットの生体販売の以下の制限を求める

- ①インターネット等の通信・広告手段を用いてのペットの生体販売（ネットオークションを含む）を原則禁止とする。
- ②生後8週齢未満の犬猫の母親から隔離及び販売を原則禁止とする。
- ③販売動物の展示時間を1日8時間以内とし、その間に休憩時間を設けること、及び夜8時以降の展示販売を禁止とする。

2. 動物取り扱い業の登録取り消しの制度を強化する

動物取り扱い業の遵守基準を厳密化し、基準に違反する業者に対しては登録取り消しを容易とする。

3. 犬猫の収容・処分施設の基準を設ける

行政及び民間における動物収容の施設について、動物の健康と福祉を確保するための施設および、飼育の基準、ならびに苦痛のない安楽殺処分の基準を設ける。

4. 勧告及び命令の改正

- ①動物虐待や悪質業者に対して、動物愛護担当職員に司法警察権を持たせる等の機能強化を図る。
- ②動物愛護推進員を市町村に置き、研修等による人材育成および活動の強化を図る。

5. 動物虐待に関する改正

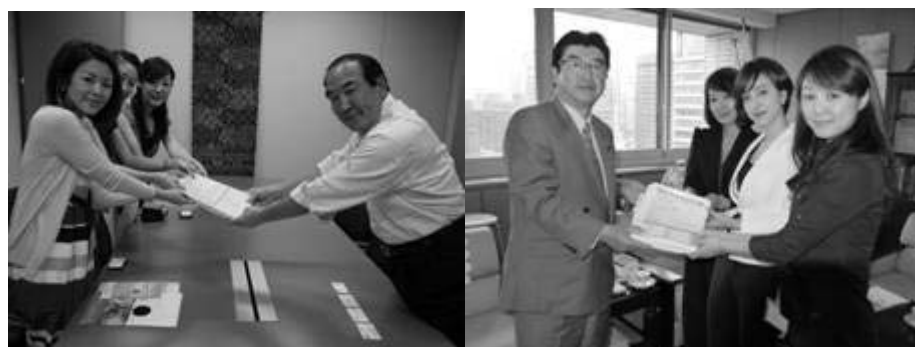
- ①通報窓口の一本化や虐待内容を明記したガイドラインを制定し、取締りの基準を明確化し強化を図る。
- ②殺処分施設へ二回以上の持ち込み、又は不妊去勢を怠り、終生飼育を放棄する行為を虐待の範囲とする。
- ③違反する者に対し罰則金の下限及び上限を制定し、徴収金は収容動物保護への予算として運用する。

6. 情報公開に関する改正

動物収容施設の公開基準を制定し、全国の統一化を図る。

7. 実験動物に関する改正

各研究機関に対し、実験動物の登録制度を導入し「個体数・種類」「実験内容」等の把握を容易にする。



5000名分の署名を提出
1万8000名分未提出
この他にも数えていない分が、
1箱分。現在も署名は
その勢いを増しています！
民意を無視しないでください！

【課題】	【動物愛護管理法を見直す会】
<p>【代表 藤村晃子:International All Breed Dog Groomer、JKC トリマー、愛玩動物飼養管理士、ハンドラー】</p> <p>～はじめに～</p> <p>日本では今、多くのパピーミルによる問題が、続出しています。自称ブリーダーによる、乱繁殖は、犬や猫の生態系を崩し、遺伝病による個体を誕生させます。その遺伝は、自称ブリーダーの手でさらに広がり、癲癇、歩行困難、難聴、奇形の動物を誕生させているのです。犬や猫は、法律上では「モノ」です。だから、悪徳ブリーダーの下であろうと、何をしても許されているのが現状です。また、緊急避難的な処置であれば許容されるというのが、現行の最も問題の大きいところだと思います。ある、悪徳繁殖業者は、自然分娩できないフレンチブルドッグに局所麻酔（リドカイン）をするなど、また、このような業者に薬を流用させる獣医師がいる事も深刻な問題となっています。</p> <p>こうした業者を取り締まるには、法律に禁止事項をしっかりと明記し、登録の取り消しが容易にできる、法整備が早急に必要であると多くの方が思っています。【悪貨は良貨を駆逐する】と経済哲学では言われています。大量生産大量廃棄による、ペットの価格破壊が行われている現状の中で、モラルの高い、手塩にかけて育てているブリーダーが、その被害にあっているのです。良質なブリーダーを守る為にも、抜本的な当たり前の法規制が必要不可欠なのです。</p>	
<p>【増田宏司:東京農業大学 農学部バイオセラピー学科 伴侶動物学研究室 講師 (獣医学博士、獣医師)】</p> <p>～はじめに～まず、大前提として、展示型販売業者に関しては、</p> <p>①<u>展示場所が明るすぎる</u> (間接照明くらいにはしてほしい)</p> <p>②<u>展示時間が長すぎる</u> {個別展示 1 時間、 休息 2 時間のローテーション (あるいは他の犬とのふれあい時間=社会化の時間とする) を 行い、<u>展示していない時間は顧客に対して写真等で情報を提供し、</u> <u>動物の休息後に実際にふれあってもらうなど、動物の健康的な成長への配慮がほしい</u>}</p> <p>③<u>十分な広さの展示場所の認識が間違っている</u></p> <p>(広ささえ提供すればよいのではなく、<u>広い場所にも個別に安心して休息できるクレートなどが設置してあることが必要</u>※クレートは多少狭くても、暗くて静かであればよい。安心して休みたいときは暗くて狭くて静かな場所が良いことを業者が認識するとともに、顧客へも情報提供すべきと個人的には思います。※いくら「暗い・狭い・静か」が動物の安心 3 要件であるとしても、長時間置きっぱなしにすることは決して動物の精神衛生上よいことではないことも、当然ながら認識すべき。</p>	
<p>○深夜販売</p> <p>・深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討</p>	<p>夜 8 時以降の展示販売を禁止とする。</p> <p>そもそも深夜に犬や猫を売る必要性が全くない。</p> <p>幼齢犬にとって著しく免疫力を落とす可能性がある。</p>

<p>【代表 藤村晃子:International All Breed Dog Groomer、JKC トリマー、愛玩動物飼養管理士、ハンドラー】</p> <p>○そもそも深夜に犬や猫を売る必要性が全くない。</p> <p>○こうした、深夜の販売店は比較的、繁華街に多く、酒に酔った客が衝動買いする姿もみられる。また、酒場で働く女性が、お客に犬をせがみ、購入後、ペットショップに戻してキックバックを受け取る等問題も多い。</p> <p>生物には、そもそも体内時計が備わっており、一日中光を照らす事は、外傷は見られなくても、抵抗力を失わせることが容易に考えられる。人でいえば、丁度、時差ぼけにあたる体調不良が考えられる。また、例え深夜販売をしていなくても、防犯からか、電気をつけたままのペットショップも見受けられる。これでは動物は、朝なのか昼なのか夜なのかもわからず、適正飼育とはほど遠い状態にあると言わざるを得ない。</p> <p><u>深夜販売を行う必要性を全く感じない。</u></p> <p><u>年間に、多くの犬や猫が捨てられている現状をみると、衝動買いの要因となる、深夜販売は安易に動物を捨てる状況がある限り、禁止とすることが妥当である。</u></p>	
<p>【増田宏司:東京農業大学 農学部バイオセラピー学科 伴侶動物学研究室 講師 (獣医学博士、獣医師)】</p> <p>動物の健康(身体的・精神的)と社会の現状を鑑みて、午後8時以降は禁止したほうがよろしいかと思えます。(個人的には午後4時以降はやめて欲しいです)基本、動物を購入する日(=動物が家庭にやってきた初日)は、動物が新しい環境に慣れるまでは家族はその日1日中動物に付き合っあげて(見守る、という意味です。むやみにさわったり、はしゃいだり、という意味ではありません)、ストレスや健康の不具合などに配慮するべきであると思うからです。<u>夜購入して途端に具合が悪くなら、夜間動物病院のない地域ではお手上げですし、次の日に家族にそれぞれの仕事や用事がはいついたら、動物は取り残されてしまいます。</u></p>	
<p>販売時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示時間 ・ 休憩時間等の具体的数値規制の検討 	<p>展示時間は1回1時間、</p> <p>休憩時間が1回2時間</p> <p>展示時間は1日3回、3時間</p> <p>休憩時間も含め1日8時間以内の展示</p>
<p>【代表 藤村晃子:International All Breed Dog Groomer、JKC トリマー、愛玩動物飼養管理士、ハンドラー】</p> <p>大多数のペットショップでは、蛍光灯の設置場所と、販売動物の位置が近すぎる。</p> <p>顔の横にすぐに蛍光灯を設置するペットショップも多い。</p> <p>可愛く見せる為に、野菜や、肉を売るように、明るく犬や猫を照らすことは虐待にあたる。</p> <p>モラルの低いペットショップもとても多いので、ショップそれぞれの判断にまかせるのではなく、時間制限の数値規定の導入は必要不可欠である。展示時間、増田獣医師学博士が提示する1日3回、3時間が限界。休憩時間 1回2時間抜き打ちの監視体制を整え、違反しているショップは営業を停止し、指導の徹底化を図ることが必要である。</p>	
<p>【増田宏司:東京農業大学 農学部バイオセラピー学科 伴侶動物学研究室 講師 (獣医学博士、獣医師)】</p>	

展示時間は1回1時間、休憩時間が1回2時間とすると、展示時間は1日3回、3時間が限度かと思います。現状ではほとんどの生態販売業者が個別ショーケースで仔犬を扱っています。いわゆる社会化期の犬にとって、外の世界に触れ、他の犬とのルールを知り、手加減を覚える時期の限界はこのくらいであると判断します。例えば業者側も、動物を複数のグループに分け、ローテーションで展示・休憩を行うなどの工夫をすることで、店舗に展示動物がいないなど、顧客からのクレームや不利益を被ることは避けられると思います。

<p>○移動販売 ・特定の店舗を持たない販売形態規制の検討</p>	<p>移動販売の禁止 ペットオークションの禁止 保護動物の譲渡目的の為の譲渡会場を認可制にする。</p>
---------------------------------------	---

【代表 藤村晃子:International All Breed Dog Groomer、JKC トリマー、愛玩動物飼養管理士、ハンドラー】

移動販売も深夜販売と同じく、その必要性がない。むしろ、ペットオークションは、トレサビリティが図られないことから、一部、悪徳ブリーダーの温床となっているのは明確である。また、小さい子犬や子猫を、ダンボールに入れ積み上げ、トラックで、100匹単位で運ぶやりかたは、国際社会からも理解を得られず、日本国の品位を落としている。

この実態は、隠され全くオープンでない事から、消費者が知る由もない。多くの遺伝病の犬が売られている原因が、このペットオークションにあると個人的には、率直に思うところである。ペットオークションも、魚市場や、花市場のように市民権を得て、取扱業に含めるという意見も出ているが、特に、野菜や、魚市場には厳重な監視体制が置かれ、人員も、また、それにかかる税金も膨大である。

ただでさえ、国の予算が、潤沢ではないこの時期に、わざわざ、国家予算を投じて監視体制を敷き、ペットオークションを業として認める必要性がどこにあるのだろうか？また、監視体制が敷かれないペットオークション会場はそれこそ、ペットの大量生産、ばら撒きにつながり、殺処分を減らす活動と逆行することになるどころか、国民に強いられる収容施設運営費の負担は多くならざるを得ないことが容易に予測できる。年間100億円も稼ぐペット業者に、そこまで国が負担しなければならない必要性がどこにあるのだろうか？また、魚市場も、野菜市場も、クリーンで健全、徹底した管理とオープン性が維持されているが、ペットオークションは、たびたびマスコミでも取り上げられるように、閉鎖的で、健全とは程遠い価値観で運営されると、

個人的には思うところである。とくに殺処分を減らすことを本気で考えるのならば、ペットオークションの制度を早急に廃止し、悪徳ブリーダー、悪徳業者の徹底排除を第一優先として行うことが必要不可欠である。ペットオークションを介さなくても、ブリーダーと消費者が、8週齢を母犬と共に過ごし、直接やりとりを行うほうが、動物の心身の為にも、飼う側にとっても良い事である事は科学的にも証明されている。

移動販売は、しばし、動物保護団体の譲渡も入るといった意見も聞かれるが、ペット業者には明確な利益目的があり、一方保護団体は、社会貢献活動として、譲渡率をあげているので、かたや、捨てる命を増やす業者側と、それを救う保護活動が、「移動販売」として一緒にされる事自体、大きな違和感と疑問が湧く。それでも同じというならば、譲渡会場を認可制にし、決められたところで譲渡会が行われるように、各地自体が配慮し、利益のみ追求したペット業者の移動販売は、禁止にするなど分けて考えて頂きたい。もちろんこの譲渡会場は、ペットの譲渡率を上げるためのもので、ペットオークションに使われるべきでは

ない。

【増田宏司：東京農業大学 農学部バイオセラピー学科 伴侶動物学研究室 講師（獣医学博士、獣医師）】

販売場所（および販売形態）は事前に自治体（専門家を含んだレベル）で認可された場所のみに規制するべきであると思います。認可の条件は、

- ①日照、風雨の遮断および温度、湿度調節措置が可能である場所。
- ②衛生的な水を十分に供給できる給水装置を備えている。あるいは供給措置が可能であること。
- ③衛生的な環境を保つ（洗浄および消毒）ことができる設備あるいは器具を備えていること。
- ④汚物の一時的、衛生的保管が可能であること。
- ⑤動物の逃走および事故が防止でき、かつ動物の安全が確保できること。
- ⑥動物間での感染症や動物同士の闘争発生を防止できること。

→また、形態によらず、販売業者は顧客に対して販売動物の習性および生理を説明すること、動物に過度な物理的・心理的ストレスがかからないよう展示すること。

【福本建一：ペットラブルシューター 行政書士】

移動販売（動物愛護団体の譲渡も移動販売にあたるのかどうか？）

「譲渡」ですから、「販売」には当たらないという理屈は通ると思います。ただ、動物愛護団体を騙る業者が出てくることは想像できますのでどのように規制するかが問題となります。

・インターネット販売
（対面販売を行わない販売形態規制の検討）

- ・対面販売の強制
- ・ペットのネットオークションの禁止
- ・インターネット上での個体販売の禁止（値段表示の禁止）
- ・生後12ヶ月未満の獣医師のいないペット輸送の禁止

【代表 藤村晃子：International All Breed Dog Groomer、JKC トリマー、愛玩動物飼養管理士、ハンドラー】

無店舗経営が可能なインターネット販売は、無許可による販売や、自称ブリーダーの温床になりやすい。価格破壊に繋がり、いまや、1円からチワワが売られている状況化にある。

対面販売を行わないということは、売る側にとっても、どのような人間が飼い主になるのかも判断がつかず、また、飼う側にとってもどのような人間が育てたのか分からない状況を作りやすい。

命をインターネットでやりとりするということは、教育面からみても極めて不健全とはいえないだろうか？輸送途中に命を落とすリスクも高くなり、動物達にとっても非常に過酷な状況に追い込まれる事が、簡単に想像できる。見えないインターネットの世界では、監視体制そのものが機能しにくいことも十分考慮する余地があるといえる。

【増田宏司：東京農業大学 農学部バイオセラピー学科 伴侶動物学研究室 講師（獣医学博士、獣医師）】

対面販売よりも規制を厳しくしたほうが良いかと思います。

- ①必ず動物と対面し、業者と面談を行うこと
- ②輸送への配慮；特定犬種（短吻犬種）への航空輸送の規制、
遠隔地への輸送の場合は動物への輸送ストレスに配慮し、獣医師を同行させるなど

【福本建一：ペットトラブルシューター 行政書士】

・インターネット販売における売買トラブルの現状について

インターネット上のペットオークション。ディスプレイに映し出されるかわいいペットたち・・・愛くるしく、人懐っこい表情を見せるその姿は、インターネットを通じて、人々の購買意欲をそそり、人々をしてより多くの金額を付けさせるに至る。そして、相当な金額で「落札」し、ペットは飛行機で送られる。初めてのご対面。しかし・・・このあと、様々なトラブルが想像されます。

では、当職が実際に関わったインターネット販売に関するトラブル事例を、いくつか挙げてみます。

事例1：小さい犬のはずが・・・？

小型犬がブームということで、とあるブリーダーが運営するティーカップ=プードル専門サイトで、写真だけを見て、購入を決定。相当の小型犬を期待して待っていたが、届いた犬は、「普通の」プードル。絶対にティーカップではない。そのブリーダーに苦情を言うと、「生体だから、大きくなるのは当たり前」と取り合ってくれない。

なお、売買に関する約束事を取り決めた契約書などの書面の交付は一切無かった。

※生後間もない小さい身体の写真を公開し、販売するケースは少なくないようです。当たりの事ですが、消費者の手に渡る時には普通に成長しており、写真よりも大きいものが届きます。そこで苦情を言ったとしても、「生体だから」という一言で片付けられてしまうことも多いようです。これなどは、一度でも実物を目にしていれば、防げた話です。また、多くの業者が、売買契約書を消費者と交わしていません。契約書というのは、ある意味、業者側を守るものなのです。というのは、消費者契約法にしても民法にしても、法律は消費者の味方になることが多いのです。一昔前ならば、消費者の無知に付け込んで、ゴリ押しすれば、消費者が泣き寝入りでした。ところが今は、検索エンジンにキーワードを入れてクリックすれば、いくらでも情報は入手できます。そうすると、法律をタテに、業者側に「酷な」内容を要求されることもありうるわけです。売買契約書は、自分の身を守るものなのです。

事例2：遠隔地販売による輸送トラブル

真夏の暑い時に、宅配便業者に陸輸を依頼。カゴに入れられ4～5時間掛けて輸送し、購入者宅へ到着した時には熱中症になり、医療措置を講じたけれど死亡してしまった。

※この場合誰が責任を取るのかとなれば、生態の輸送に関する当たりのリスクを認識していなかったペット販売業者になりましょう。ただ、道義的には、そもそも遠隔地から購入した消費者にも、全く責任が無いとは言えないでしょう。失われた命は帰ってこないわけですから。

また、遠隔地販売では、空輸も利用されることが多いのですが、こちらもトラブルが絶えません。たとえば、北海道などの涼しい所から、東京などの暑い所へ連れてこられれば、生後間もない子犬などは、体調を崩すだろうことは、容易に想像がつきそうなものです。しかしながら、そういう売買が平気で行われている。

さらに、病気などが発覚した場合、遠隔地ですと、業者側の対応が十分出来ないというリスクがあります。消費者は、そのようなことを十分認識していないわけで、トラブルに巻き込まれるのは、消費者にも責任があると言えます。

その他、インターネット販売では、以下のようなトラブルがあります。

- ・写真と感じが違う。
- ・栄養状態が悪く、毛並みも良くない。
- ・写真撮影時から時間が経ちすぎていて、かなり成長して大きくなっている。

- ・ 輸送の疲れからか、元気が無い。
- ・ セキをしている。
- ・ 熱がある。
- ・ 耳ダニ・ノミがいた。

e t c . . .

これらのトラブルは、ほんの一部です。

インターネットや通信販売で生態売買を行う事は、トラブルとなりうる要素を多分に含んでいます。これは、販売業者はもちろんのこと、消費者にも問題があります。過去に取り扱った案件を見ても消費者の意識がかなり低い事、問題意識が薄い事が伺えます。

「生体」については、ショップなどの対面販売でさえ、たいへんデリケートな対応が必要で、売り手買い手ともに、非常に神経を使うべきものです。しかし、現実には、本や家電を購入するのと同じ感覚で、ペットショップやブリーダーのホームページ上の購入ボタンをクリックしている人が想像以上に多いと言えます。

前述のとおり、こうしたことの原因は、消費者と業者の両方にあるわけで、双方に対する啓蒙活動が必要となります。ただ、そのような地道な活動には限界がありますし、「売ればいい」という業者には無意味です。そうしますと、それらのトラブルと犠牲を未然に防ぐには、インターネット販売を規制する法律を制定する事が必要となりましょう。

2005年の動物愛護管理法改正の際には、良識のある方たちがペットのインターネット売買の規制を強く声を大にして呼びかけていたのですが実現いたしませんでした。

当職は、自身のホームページで、インターネットは自分の地域や行動範囲内のお店検索にのみ使い、実際の購入は現地にいき実際にお店やブリーダーを見て、子犬達の実物を見て決めるべきだと呼びかけております。なぜなら、アフターフォローや移動のリスク等を見てもその方が安全であるからです。

また、実際の飼育環境を見る事で、劣悪な環境下に置かれていないか、子犬や母犬の健康管理がなされているか消費者が自身で確認することで、未然にトラブルを防ぐ事ができる例もあります。

残念な事に、そこまで消費者の意識は高くなく、ただ可愛ければいいやとクリックしてしまう現状があります。

これはやはり、法律で規制することが、非常に重要であるとする次第です。

<具体的内容>

- ・ 対面販売の強制
- ・ ペットのネットオークションの禁止
- ・ インターネット上での個体販売の禁止（値段表示の禁止）

犬猫幼齢動物の販売日齢
・ 販売日齢制限の
具体的数値規制の検討

生後 8 週間未満 の子犬は母犬から離してはいけない。
場合によっては生後 12 週間も考慮に入れる。

ラー】

特に犬に関して、親や兄弟と一緒に過ごす“社会化”の時期を考慮する事は、世界の常識である。科学的に証明されている文献も数多くある。特に J. Serpell 氏の著書「ドメスティックドッグ」ではその必要性が、明確に提示されている。収容施設に持ち込む理由や、飼い主相談会でひとときわ多い悩みの理由が、“吠える”“噛む”である。これは社会化ができていない犬の特徴で特に目立つものである。ということは、国内で犬が捨てられる理由として多くが、社会化ができていない事からだと見える。

以下、8 週齢を定める上で否定的な意見に応えたい。

○8 週齢という明確な科学的証明がされていないという指摘に対して。

犬はチワワのような小型犬から、大型犬までいるように、その個体差を無視して「犬」として8 週齢に関する

科学的証明がなされないのは当然である。多くの文献では6 週齢から12 週齢とあることがりゆうとあるが、ならば、人間でいうところの「喫煙年齢」「飲酒年齢」ではどうであろうか？人間でもお酒に強い体質、弱い体質がまちまちであるが、その理想として20 歳という基準を設け、立法化されている。この考え方から見れば、

欧米でも多く規制されている8 週齢を一つの基準として、規制を設けることが最も自然ではないだろうか？

○8 週齢となると、大型犬を展示できるスペースがない

大型犬を展示できなくなるので、8 週齢の規制があると困るというペットショップの店員がいる。

しかし、動物取扱業を営む上で、動物愛護の精神を持つ事は当然である。動物愛護法は、動物の適正を考え、遂行される為の法律であり、ペット業者が営業しやすいように考えられた法律ではない事をはっきりとさせたい。大型犬が展示できない程のスペースなら、はじめから小型犬のみを展示すればよいのであって、何も犬を売るために、必ずしも狭いガラスケースに入れて展示させる必要はないと考える。

○過剰な幼年齢販売により、ワクチンリスクが高まっている。

現実問題として、早期に母犬から離しすぎるために、ワクチン接種時期が早まっている。ペットショップでは、

殆どが40 日前後で販売されている為に、早期に接種されている。しかしながら、1 ヶ月以内の子犬のワクチン

接種では、副作用の発現が多く注意が必要だ。時には死に至ることもある。投与後、すぐに長距離を移動する

場合や、ショップ輸送後すぐのワクチン接種は特に注意が必要である。しかし、8 週齢母犬と過ごし、心身共に

健やかに過ごすと、ワクチンリスクも大幅に下げることができる。

【増田宏司：東京農業大学 農学部バイオセラピー学科 伴侶動物学研究室 講師（獣医学博士、獣医師）】

→販売日齢もそうですが、むしろ、業者への納入および展示開始が、社会化に特に重要とされる期間を終えた時期であるべきと考えます。具体的には犬は満12 週齢以上、猫は満9 週齢以上ですが、あくまで理想です。現実には犬猫共に最低でも満8 週齢以上がぎりぎりのラインでしょうか。また、この時期（犬12 週、猫9 週）を過ぎて、人間社会のルールに慣れるなど、社会化は続きますので、配慮が必要です。

*難しいかもしれませんが、あくまでブリーダーから業者へ引き渡される時期が最低でもこのくらいの時期にしたほうが良いとおもいます。中には生後2~3 週で業者に引き渡してしまい、犬にとって大切な母犬が

<p>らの世話やきょうだいとのふれあいを経験できない＝経験やルールを知らないままに展示される→将来性格が不安定になることもありますので、特にこの点に関しては文言の設定に注意が必要です。</p>	
<p>【福本建一：ペットトラブルシューター 行政書士】</p> <p>全く野放しである現状を鑑みれば、どこかで、線引きをする必要があります。</p> <p>また、専門的な知識が無いブリーダーも存在するので、そういう方たちへの啓蒙も踏まえ、規制を作ることは必要。業者側のエサ代などの負担を考えると、8週齢が妥当と考えます。</p>	
<p>繁殖制限措置 (繁殖年齢や回数の制限等の 具体的数値規制の検討)</p>	<p>①繁殖開始月例は早くて2回目の発情(小型・中型犬で生後14ヶ月、大型犬で18~20ヶ月)</p> <p>②年に2回発情があるが、1回は交配を見送る(つまり年1回交配)。発情が不規則な場合は、少なくとも出産から出産まで10ヶ月は間隔をあける</p> <p>③4才以上の初めての出産はひかえる(高齢出産; リスク高い)</p> <p>④最後の出産は8才までとする</p> <p>⑤公正な獣医師の診断による母体への繁殖使用許可制度を義務化する</p>
<p>【代表 藤村晃子:International All Breed Dog Groomer、JKCトリマー、愛玩動物飼養管理士、ハンドラー】</p> <p>■母体にも規制を!</p> <p>無計画、乱繁殖が行われている昨今の事情を鑑みる以上、母体への繁殖回数制限も必要である。</p> <p>母犬の歯が全て溶けてしまうまで生まれ続ける行為や、帝王切開で生まれ続ける行為は、虐待にあたる。獣医師ではないブリーダーが、帝王切開を行う行為も厳しく取り締まる必要がある。</p> <p>また、知識のない自称ブリーダーが、股関節形成不全や、失明を承知の上で繁殖に使う例も多く見受けられる。そもそも繁殖とは、動物遺伝学からみても、誰でも行える行為ではなく、高い専門知識を有する。母体も繁殖に適しているのかどうか、公正に判断できる、獣医師の診断の下で繁殖を行うことが当たり前の社会となることを望む。</p>	
<p>【増田宏司:東京農業大学 農学部バイオセラピー学科 伴侶動物学研究室 講師 (獣医学博士、獣医師)】</p> <p>①繁殖開始月例は早くて2回目の発情(小型・中型犬で生後14ヶ月、大型犬で18~20ヶ月)</p> <p>②年に2回発情があるが、1回は交配を見送る(つまり年1回交配)。発情が不規則な場合は、少なくとも出産から出産まで10ヶ月は間隔をあける</p> <p>③4才以上の初めての出産はひかえる(高齢出産; リスク高い)</p> <p>④最後の出産は8才までとする(ここまですでに出産回数は6回程度)とあります。</p> <p>一方、雄犬に関しては、繁殖年齢が特にこうあるべきだ、とは書かれていませんが、若い犬であっても月に1~2回の交配であれば問題はないだろうと書かれています。</p> <p>この質問に関しては、保存会等との関係もあるでしょうから、慎重な配慮が必要になるかと思います。</p>	
<p>飼養施設 (犬猫のケージの大きさ等の 具体的数値規制の検討)</p>	<p>使用施設</p> <p>体高65cm以上 10平方メートル</p> <p>体高50~60cm 8平方メートル</p> <p>体高50cmまで 6平方メートル</p> <p>24時間檻の中に入れ、外に出さない行為を虐待とみなす。</p> <p>抜き打ちによる立ち入り調査で改善が見られない場合は、登録取り消しに。</p>

【代表 藤村晃子:International All Breed Dog Groomer、JKC トリマー、愛玩動物飼養管理士、ハンドラー】

繁殖業者の中には、日常のようにパルボウイルスやジステンパーウイルスを感染させてしまうケースが多い。また、繁殖業者が起こす火災も多い。これは、利益追及の為に、飼養施設の確保が十分にできていないからである。また、飼養施設の確保と一緒に、清浄化の徹底指導や、感染犬や猫を隔離できるスペースを、確保することも義務付ける法改正を求める。今のままでは、新生子の感染リスクも高く、その主なものとして、

パルボウイルス、アデノウイルス1型、劣悪な環境による細菌性ブルセラの感染や、ケンネルコフリスクが後を絶ちません。中には、1人が100頭以上を飼育している場合、糞や尿の基本的な作業もままならず、また、病気に感染した犬を放置するケースも当たり前となっている状況である。

狭いケージに閉じ込め、鳴き声がうるさいと、建物の窓を閉めっぱなしにしているケースも多い。

【増田宏司:東京農業大学 農学部バイオセラピー学科 伴侶動物学研究室 講師 (獣医学博士、獣医師)】

中型犬のスペースで6㎡あれば十分とありますが、なにぶん日本の住宅事情/宅地事情では不可能。ですが、日本の狭い敷地で適正面積を考えるならば、個室+共有スペースで面積を計算したほうが現実的かと思えます。つまり、休息スペースと活動スペースの合計です。さらに、私が思う飼養施設の基準とは、

- ① 適度な日光が差し込む（もちろん光をさえぎる措置も可能）
- ② 適度なスペースがある（自然な姿勢で立ち上がり、横たわるなど、日常的な動作を容易に行える広さ；具体的数値は明記が難しいでしょう）
- ③ 空調完備
- ④ 水と湯が使用可能
- ⑤ 容易に手入れができる床と壁

上記5条件は最低限必要であると思えます。

適切な飼養とは、「環境設定+管理法の工夫」で成り立つことが重要であると思えます。

参考書籍

- ・ ペット六法 第2版 誠文堂新光社 2006
- ・ 犬のブリーディングテクニック ディーター・フレイグ著 ペットライフ社 2006
- ・ ほめてしつける犬の飼い方 テリー・ライアン著 池田書店 2001
- ・ なるほどわんこ行動学 GAKKEN 2007
- ・ 動物看護のための動物行動学 森裕司/武内ゆかり著 ファームプレス 2005
- ・ 臨床獣医師のためのイヌとネコの問題行動治療マニュアル 武内ゆかり/森裕司著 ファームプレス 2001
- ・ ファミリードッグアドバイザー資格教本 増田宏司/吉野七奈監修 日本ドッグオーナーズアカデミー 2009
- ・ ペットと暮らす行動学と関係学 桜井富士朗ら アドスリー 2000
- ・ 犬の幸せ私の幸せ 増田宏司著 恒文社 2009
- ・ 集合住宅でペットと暮らしたい 井本史夫著 集英社 2001

～最後に～

取扱業による、動物愛護法違反の疑いがある悪徳ブリーダーが目立つ。

しかしながら、その動物に治療を施そうとしても所有権を主張されれば一切行うことが出来ない。

これは法律の不備といわざるを得ない。

動物愛護法違反や、狂犬病登録違反による、取扱業が取り消し、自主廃業が起きた場合は、

保有する動物を一定期間保護措置できる法改正を早急に求める。

保護できる法律がないために、悪徳業者が廃業した場合、100頭近くの犬や猫が収容施設に入れられ、ガス殺処分されている。これでは、本末転倒の結果といわざるを得ない。

動物を不適切に扱う業者から、一時的に怪我や感染症にあう動物を引き離せる法改正を強く求めます。

一般社団法人 日本動物虐待防止協会

代表理事 藤村晃子

犬の保護に関する条例 (Tierschutz-Hundeverordnung)

1998年5月25日施行
2006年4月19日最終改正

§ 1 条例の適応範囲

- (1) この条例は犬(*Canis lupus f. familiaris*)の飼育と繁殖について適応される。
- (2) 例外: 輸送中、獣医治療中(獣医師の判断による)、動物実験(動物保護法関連項目に準ずる)

§ 2 一般的な飼育に関する要求

- (1) 犬は戸外において檻や繋がれている場所から離れたところでの十分な運動と飼育管理している者との十分な接触が保障されなければならない。また犬の戸外での運動と社会的接触は犬種や年齢そして健康状態に見合ったものであることとする。
- (2) 多頭を同一敷地内に飼育する場合、他の法律に反しない限り基本的に多頭のグループ飼育とする。犬の飼育目的や行動または健康状態によってはこの限りではない。お互いに不慣れな犬同士は監視の元でのみ双方を一緒に誘導してよい。
- (3) 犬の共同生活欲求を満たすため、一頭で飼われている犬は毎日長時間飼育管理者との接触が持てる機会を数回にわたり与えられなければならない。
- (4) 仔犬を生後8週齢以下において母犬から引き離してはならない。ただし獣医学的な判断により、母犬の保護および仔犬の傷み・苦しみ・障害を防ぐ目的の場合を例外とする。それにより複数の仔犬を早期に母犬から引き離す場合には生後8週までこれらの仔犬をお互いに引き離すべきではない。

§ 3 繁殖業者への要求事項

「繁殖犬10頭とその仔犬に対し一人の飼育管理者を配置することを条件とし、飼育管理者は繁殖における知識と能力を管轄の役所に証明した者であること。

§ 4 戸外での飼育に関する要求

- (1) 戸外で犬を飼育するものは 1. 雨風をしのぐことができる小屋、2. 小屋以外に天候を和らげるための保護壁および断熱床材を使用した日陰の休息場所 を提供しなければならない。使役犬として訓練中(あるいはされる予定の)犬を飼育管理するものは休憩時間には2. を提供しなければならない。
- (2) 雨風をしのぐための小屋は断熱床材および健康を害する事のない素材で作られ、犬が怪我したりすることなく乾いた床の上で休息できるようでなければならない。その場所は犬の行動に見合った動きと自然に横たわることができ、暖房設備のない小屋の内部は犬自身の熱により温かく保つことができることとする。

§ 5 室内での飼育に関する要求

- (1) 犬を室内で飼育する時の条件として昼夜の生活リズムの確保のための採光窓の大きさや新鮮な空気が確保されなければならない。人の生活のためでない室内に犬のみが飼育される場合、採光のための窓は最低でも室内面積の8分の一であること。犬が頻繁に戸外へ連れ出され、運動の機会が十分に与えられている場合はこの限りではない。室内の採光が不十分な場合には昼夜のリズムが保てるよう相応の照明を取り付けること。室内は新鮮な空気の取

り込みが十分に確保されていること。

(2) 人の生活のためでない室内に犬のみが飼育される場合、室内の床は § 6(2)にある要求事項が満たされなくてはならない。

(3) 暖房設備のない室内において犬は 1. § 4(2)に準ずる設備あるいは乾いた休息場所、寒風を防ぐ設備であること 2. 小屋以外に断熱床材を使用した休息場所が提供されている場合にのみ飼育されることが許される。

§ 6 檻内飼育に関する要求

(1) 犬は以下の条件が満たされるときのみ檻内にて飼育が許される。

(2) 犬舎(檻)の大きさは少なくとも犬の体長の2倍の長さに相当し、またどの一辺も2mより短くしてはいけない。

体高 cm	最低面積 m ²
50 cm まで	6m ²
50—65 cm	8m ²
65 cm 以上	10m ²

同じ檻内に多頭飼われる場合あるいは仔犬を連れた母犬には上記最低面積に加え一頭当たり最低面積の半分の面積が与えられなければならない。囲いの高さは犬が立ち上がっても前肢が上部端に届かない高さとする。

犬が最低週に5日、日常のほとんどの時間を檻外で過ごし、また自由に動き回れる檻内敷地面積が最低6m²のものはこの限りでない。

(3) 檻の囲いは犬の健康を阻害しない素材で作られ、犬が壊したりまた怪我することのないような状態であること。床は踏んでも壊れないものであり、怪我や痛みを引き起こすことなくまた掃除と乾燥が容易なものであること。檻が隣接する場合には檻と檻を仕切る壁材は犬同士が噛み合うことが出来ないものとし、少なくとも一面は犬の戸外への視界がふさがれることがないこと。檻が建物の一部に設置されている場合、建物の外部へ視界が確保されていなければならない。

(4) 檻内の犬が立ち上がって前肢が届く高さには電気配線や電気ショック線を配置してはならない。

(5) 多頭の犬が同一敷地内に個別の檻内で飼育される場合、犬同士がお互い視界に入るよう配置すること。

(6) 犬は檻内において繋ぎ飼いをされてはいけない。

§ 7 繋ぎ飼いに関する要求

(1) 犬は以下の条件が満たされるときのみ繋ぎ飼育が許される。

(2) 鎖を繋ぐための線は最低6mの長さで、すべりが良いこと。線につながれる鎖の長さは犬の横方向の動き5mの範囲が可能であること。犬が遮られることなく小屋に出入りでき、横たわったり方向を変えたりすることが可能であること。

(3) 犬の行動範囲内には犬の行動を妨げたり障害を与える物がなく、地面は硬く掃除と乾燥が容易な状態であること。

(4) 鎖は幅広でくい込みのない胴輪か首輪に繋げ、怪我や絞まりが起らない状態であること。

(5) 鎖はサルカン付きのものであること。鎖の素材は軽く怪我の危険性のないものであること。

(6) 使役犬として訓練中(あるいはされる予定の)犬においては(4)と(5)の条件下において(1)の例外とし、鎖の長さは3 mでもよい。

(7) 生後12ヶ月以下の犬や妊娠後期及び授乳中の母犬、あるいは病気の犬で繋ぎ飼いに
より痛み・苦しみ・障害を伴う場合などは鎖につないでの飼育を禁止する。

§ 8 食餌と世話に関する要求

(1) 飼育管理をする者は犬の通常生活空間内において常時新鮮で良質の水を充分量与えること。また犬の自然な食餌として適した良質の食餌を充分量与えること。

(2) 飼育管理をするものは 1. 犬種の性質・特性に応じた世話を定期的に施し、健康管理に留意すること 2. 毎日1回、繋ぎ飼いの場合は毎日2回、犬が飼育されている環境を点検し、欠陥箇所がある場合すみやかに補修を行うこと 3. 車中において無人で犬を待たせる場合には新鮮な空気と適切な温度を確保すること 4. 犬の生活環境を清潔に保ち、寄生虫などの発生のないよう保つこと、糞は毎日取り除くこと

§ 9 一時的措置としての例外について

§ 10 犬の展示(ドッグショーへの参加及び開催)に関する禁止事項

特定の犬種の特徴を実現するために体の一部(特に耳と尾)を一部あるいはすべて切断された犬の展示(ドッグショーへの参加)及び展示会の開催を禁止する。

§ 12 反則

(1) 動物保護法第18条第1項3aに基づき以下の項に該当するものは25000ユーロ以下の罰金を課す。

1. § 2 (4)1 生後8週齢以前に仔犬を母犬から離れたもの
2. § 3 親犬10頭とその仔犬に対し定められた世話人を置かなかったとき
3. § 4 (1)1の1または第1項2 犬に小屋または休息場所を与えなかったとき
4. § 5(1)1または(2)または(3)、§ 6(1)または(6)、§ 7(1)または(7)に定める飼育方法に反するとき
5. § 8(2)2 定める飼育法に反し、それをすみやかに訂正しなかったときあるいは訂正しなかったとき

(2) 動物保護法第18条第1項3bに基づき § 10に反した(断尾・断耳をされた犬を展示した)とき5000ユーロ以下の罰金を課す。

訳者注: 上記罰金額については「動物保護法(Tierschutzgesetz)」において定められている。